

みちのく潮風トレイル

状態把握・メンテナンスマニュアル

「みちのく潮風トレイル 状態把握・メンテナンスマニュアル」は、東北太平洋岸自然歩道（みちのく潮風トレイル）運営計画（以下「運営計画」という。）2. 広報（1）状態把握に基づき、運営計画の策定者である東北地方環境事務所と、運営を主として担うみちのく潮風トレイル統括本部が、構成員の合意に基づき策定する。

当マニュアルでは、1. ～2. において、路線の状態把握を実施する際の手順、3. ではその情報の共有方法を示す。また、4. では目視による状態把握及び構成員が歩道設置主体または管理主体となっている区間において、自らメンテナンスを実施する際の注意事項等を、5. では構成員の連絡窓口を参考として示す。

目次

1. 状態把握の実施と報告
 2. メンテナンス予定等に関する報告
 3. 状態把握結果等の共有
 4. 状態把握・メンテナンスを実施する際の注意事項等
 - (1) 安全管理、緊急対応、責任者
 - (2) 標識
 - (3) 草刈り、枝払い等
 - ①草刈りの実施
 - ②枝払い、倒木・枯木の処理
 - ③路線上に突き出した切り株の除去
 5. 構成員の連絡窓口
-

1. 状態把握の実施と報告

運営計画 2. (1) に基づき、下記のとおり、管轄する路線の状態把握を実施する。状態把握は、特に未舗装路や、トレイル維持標準を満たしているか不明な区間について、目視による確認（巡視等）により行う。

- (1) 統括本部は、年度当初にサテライト経由で構成員に対して一斉に路線の状態把握を依頼する。
- (2) 構成員は、利用者が多くなる前の4～6月に、管轄する全路線の状態把握（以下「一斉巡視等」という。）を実施するよう努める。一斉巡視等は、管轄区間が長い場合は、利用者の通行を妨げるような課題箇所を優先する。その他、実施上の課題については、管轄区間の自然保護官事務所やサテライトに相談する。
- (3) 状態把握は以下のトレイル維持標準に照らし合わせ実施する。

トレイル維持標準

読図できる利用者が、路線地図を読んで安全に歩くことができる状態（以下①～⑥の事項を満たした状態）を維持すること。

- ① 路線地図との整合性が取れている状態
- ② 路線地図を読んでいたとしても迷いやすい場所には標識。テープ等の目印が設置されている状態
- ③ 路線は最低限足元が確認できるように草刈りがなされている状態
- ④ かかり木等の危険木、通行を妨げる倒木（またぐ、くぐることにより通過できるレベルのものは除外）については、可能な範囲で管理者等による除去が行われている状態
- ⑤ 路線が通行できない場合は、目的地に到達できるよう迂回路等が設定され、案内が表示されている状態
- ⑥ 通行に危険な路体の崩れがないこと

- (4) 状態把握を実施した構成員は、その後2週間以内に、トレイル維持標準を満たしていない状況の他、通行不能、工事中等による通行不可の状況、危険動植物の出現状況、位置情報等を、様式1を参考にとりまとめ、サテライトに提出する。
- (5) なお、上記に限らず、構成員は台風などの災害後等、トレイル維持標準を満たしていない状況を発見した場合は、速やかにサテライトに報告するよう努める。

2. メンテナンスの予定等に関する報告

- (1) 1. によって、トレイル維持標準のうち、②、③、④、⑤、⑥について満たしていない箇所について、それらを満たす対応（以下「メンテナンス」という。）の予定・見込みを把握している場合及び、メンテナンスが実施されたことを把握した場合は、その結果をサテライトへ報告する。
- (2) 構成員は、自らが歩道設置主体または管理主体となっている区間において自らメンテナンスを実施した場合、及びその他の主体によりメンテナンスが実施されたことを把握した場合、メンテナンス実施後2週間以内に、様式2を参考に、作業内容、実施場所等の情報をサテライトに報告するよう努める。なお、トレイル維持標準③の草刈り等、年間を通じて計画的に実施されるメンテナンスについては、年間計画をサテライトに報告する。（検討中：メンテナンス実施時にボランティアが必要な場合は、サテライト経由で統括本部に依頼する。統括本部はホームページ等でボランティアを募集する。）
- (3) トレイル維持標準を満たしていない状況が継続し、改善される見込みがない路線がある場合は、構成員から歩道設置者に改善を依頼するとともに、構成員間で可能な対応について検討する。

3. 状態把握結果等の共有

構成員によりサテライトに報告された1. 及び2. の情報のうち、路線全線の運営上共有すべき情報※についてはサテライトから統括本部に提出し、統括本部が情報の集約を行いサテライト連絡会及び地域連絡会の場で共有するとともに、必要に応じて利用者へ発信する。また、利用者から寄せられるものも含めて、運営の観点から共有の必要性が高い情報は、連絡会の場に限らず速やかに構成員間で共有するとともに、統括本部は、ホームページ等で速やかに利用者に情報提供する。

※全線の運営上共有すべきと判断される情報は、地域ごとに異なるため、サテライト、統括本部と相談しながら決定する。

4. 状態把握・メンテナンスを実施する際の注意事項等

- (1) 安全管理、緊急対応、責任者
 - ①安全第一に作業を実施する。
 - ②状態把握・メンテナンス実施時は、ボランティアを含む参加者全員の名簿を作成するとともに、予め緊急連絡体制図を作成し、参加者全員に周知する。
 - ③責任者及び現場のリーダーを決定し、参加者に対して適切な指示を行い安全管理に努める。

(2) 標識

- ①みちのく潮風トレイルの統一標識は、原則として標識設置者である東北地方環境事務所が管理するが、状態把握・メンテナンス時に発見した異常はサテライトに報告する。
- ②新たにキロポスト等を設置、又は位置等を変更する場合は当該区間を担当する自然保護官事務所に相談する。(キロポスト等とは、キロポスト(簡易な杭にみちのく潮風トレイルのプレートが表示されているもの)、テープ、プレート、シール等を指す。)
- ③キロポスト等の設置場所は基本的には以下の通りとし、必要最小限となるようにする。なお、現地の状況により困難な場合は、この限りではない。
(ア)両腕指示標識等の設置されていない曲がり角に、角から数メートル離して2ヶ所に設置する(図1)。ただし、長距離等の直線で必要な場合はその限りではない。
(イ)テープ、プレート、シールは可能な限りハイカーの視線の高さに設置する。
- ④設置に当たっての土地所有者への確認は、書面を以て了解を得るものとする。
- ⑤キロポストを設置する際は、杭の半分弱を埋設する。
- ⑥設置後はGPSにより測位し、GIS情報として管理する。

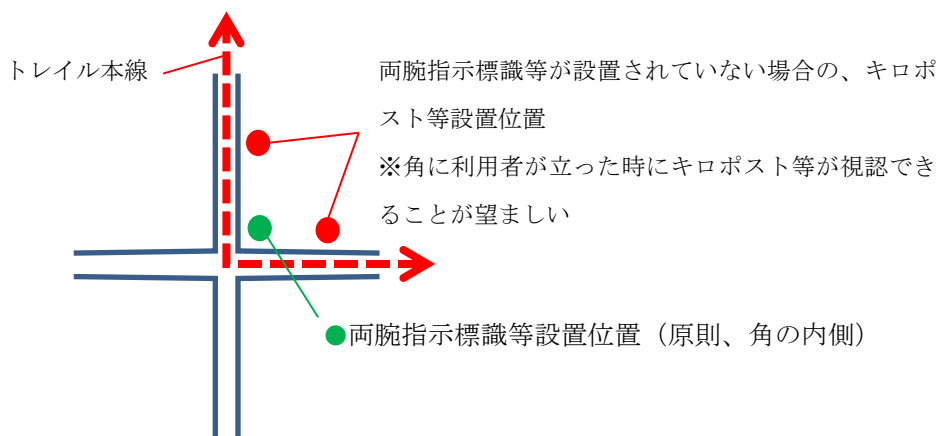


図1：標識・キロポスト等設置模式図 ※Y字路でも同様

(3) 草刈り、枝払い等の実施

草刈り、枝払い等を実施する場合は、法令で定めのある場所(国立公園、保安林、文化財等)での制限を理解し、当該法令を遵守する。また、下記の事項について配慮及び注意しながら実施する。

①草刈りの実施

- (ア)草刈りを実施する場合は、利用者の歩きやすさと生態系保護の双方を考慮する。
- (イ)草刈りや地面掘削時には、希少植物への配慮を怠らない。

②枝払い、倒木・枯木の処理

(ア)張り出した枝の除去の際、路線として確保すべき空間の高さは地上 200cm を基準とする。ただし大きな枝など生態系や景観の保護のため主要なものはむやみに除去しない。

(イ)図 2 の、通行に支障をきたすと思われる枝葉も、下の枝を払えば通行できる。木を傷つけることなく、上の枝が成長するため、木の成長を妨げることもない。このような枝払いの方針が路線の持続的な利用と保全のバランスを保つ。

(ウ)枝払いを行う場合も図 3 のように枝の付け根より切る。切ったところが目などに刺さらないようにする。折れかけた枝、枯死した立ち木など、利用者へ危険が及ぶ可能性がある場合は、未然に事故を防ぐ対策を施す。

(エ)傾斜地では、下方に人がいないことを確認してから作業を行う。



図 2



図 3

③路線上に突き出した切り株の除去

(ア)主に刈り払いしたササや灌木が対象となる。

(イ)利用者がつまづかない程度まで刈り込み、利用者が転倒した時の負傷を防ぐ。

(ウ)特に、鋭利な切り口が残ったものは、すべてノコギリ等で取り除く。

(エ)横に這った樹木や路線脇の樹木の株など、根張りによる土留めの効果があるため、跨げば通行に支障のないものはむやみに除去しない。

5. 構成員の連絡窓口

【サテライト（統括本部）／東北地方環境事務所・自然保護官事務所 連絡先】

（八戸市／階上町／洋野町）

- ・種差海岸インフォメーションセンター TEL：0178-51-8500 FAX：0178-51-8501
- ・八戸自然保護官事務所 TEL：0178-73-5161 FAX：0178-73-5162

（久慈市、野田村、普代村、田野畑村）

- ・北山崎ビジターセンター TEL：0194-37-1211 FAX：0194-33-3355
- ・宮古自然保護官事務所 TEL：0193-62-3912 FAX：0193-62-3914

（岩泉町、宮古市、山田町）

- ・浄土ヶ浜ビジターセンター TEL：0193-65-1690 FAX：0193-65-1691
- ・宮古自然保護官事務所 TEL：0193-62-3912 FAX：0193-62-3914

（大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市、気仙沼市）

- ・碁石海岸インフォメーションセンター TEL：0192-29-2359 FAX：0192-29-3079
- ・大船渡自然保護官事務所 TEL：0192-29-2759 FAX：0129-29-2802

（南三陸町、女川町、石巻市）

- ・南三陸・海のビジターセンター TEL：0226-25-7622 FAX：0226-25-7622
- ・石巻自然保護官事務所 TEL：0225-24-8217 FAX：0225-24-8059

（東松島市、塩竈市、多賀城市、仙台市、名取市、岩沼市、亶理町、山元町、 新地町、相馬市）

- ・みちのく潮風トレイル 名取トレイルセンター／統括本部
TEL：022-398-0000 FAX：000-0000-0000
- ・東北地方環境事務所国立公園課 TEL：022-722-2874 FAX：022-722-2872

【地方公共団体窓口 連絡先】

青森県	観光国際戦略局	観光企画課	TEL : 017-734-9385
八戸市	商工労働観光部	観光課	TEL : 0178-43-2111 (内線 2414)
階上町	産業振興課		TEL : 0178-88-2875
岩手県	環境生活部	自然保護課	TEL : 019-629-5374
洋野町	水産商工課		TEL : 0194-65-5916
久慈市	産業経済部	観光交流課	TEL : 0194-52-2123
野田村	未来づくり推進課		TEL : 0194-78-2926
普代村	総務課	政策推進室	TEL : 0194-35-2114
田野畑村	政策推進課		TEL : 0194-34-2111 (代表)
岩泉町	経済観光交流課		TEL : 0194-22-2111 (内線 544)
宮古市	産業振興部	観光課	TEL : 0193-68-9091
山田町	水産商工課		TEL : 0193-82-3111 (内線 224)
大槌町	産業振興部	商工観光課	TEL : 0193-42-8725
釜石市	産業振興部	商業観光課	TEL : 0193-22-2111 (内線 333)
大船渡市	商工港湾部	観光推進室	TEL : 0192-27-3111 (内線 115)
陸前高田市	企画部	商工観光課	TEL : 0192-54-2111 (内線 386)
宮城県	経済商工観光部	観光課	TEL : 022-211-2821
	環境生活部	自然保護課	TEL : 022-211-2672
気仙沼市	産業部	観光課	TEL : 0226-22-3438
南三陸町	商工観光課		TEL : 0226-46-1385
女川町	産業振興課		TEL : 0225-54-3131
石巻市	産業部	観光課	TEL : 0225-95-1111 (内線 3534)
東松島市	産業部	商工観光課	TEL : 0225-82-1111 (内線 2167)
塩竈市	産業環境部	観光交流課	TEL : 022-364-1165
多賀城市	市民経済部	商工観光課	TEL : 022-368-1141 (内線 472)
仙台市	文化観光局	東北連携推進室	TEL : 022-214-8496
	建設局道路部	道路管理課	TEL : 022-214-8369
名取市	生活経済部	クリーン対策課	TEL : 022-724-7159
岩沼市	市民経済部	商工観光課	TEL : 0223-22-1111 (内線 322)
亘理町	企画財政課		TEL : 0223-34-0525
山元町	商工観光交流課		TEL : 0223-37-1119
福島県	生活環境部	自然保護課	TEL : 024-521-7251
新地町	企画振興課		TEL : 0244-62-2112
相馬市	産業部	商工観光課	TEL : 0244-26-4848

最後に

みちのく潮風トレイルは皆様の協力があり、初めて一本の道として繋がり、日本最長のロングトレイルとしての価値を発揮できます。ご協力のほど、何卒お願い申し上げます。